

6 贈 与 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成15年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者について、平成16年6月30日までの間の申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成14年以前に財産の贈与を受けた者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

2 用語の説明

この章における用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 住宅取得資金等の贈与・・・住宅取得資金の贈与を受けた場合には、暦年課税では住宅取得資金等の贈与の特例、相続時精算課税では相続時精算課税選択の特例及び住宅資金特別控除の特例が設けられている。
- (2) 納税猶予・・・・・・・・・・・・・・ 贈与者の法定相続人であつて農業の後継者が贈与を受けた農地等の価格に対応する贈与税額は、一定の要件のもとに納税が猶予される。

3 贈与税の税率等(平成15年分)

(1) 暦年課税

1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から基礎控除の110万円を控除した残額について、下の表により贈与税額を計算。

基礎控除後の 課税価格	200万円以下	300万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,000万円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	50%
控除額	—	10万円	25万円	65万円	125万円	225万円

(2) 相続時精算課税

特定贈与者ごとに、1年間に贈与を受けた相続時精算課税適用財産の価額の合計額から相続時精算課税の特別控除額を控除した金額に20%の税率を乗じて贈与税額を計算。

4 贈与税の主な諸控除

- (1) 配偶者控除・・・・・・・・・・ 婚姻期間が20年以上である配偶者から、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受けた場合で、贈与を受けた年の翌年の3月15日までにその居住用不動産を自己の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるときに、2,000万円と居住用不動産の価額とのいずれか少ない金額が、当該贈与による取得財産価額から控除される。
 なお、この配偶者控除は、同一の配偶者からは一生に一度しか適用を受けることができない。
- (2) 基礎控除・・・・・・・・・・・・ 1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から110万円が控除される。
- (3) 相続時精算課税・・・・・・・・ 特定贈与者ごとに、1年間に贈与を受けた相続時精算課税適用財産の価額の合計額から、2,500万円の特別控除と特定贈与者ごとの贈与税の課税価格とのいずれか少ない金額が控除される。
- (4) 住宅資金特別控除・・・・・・ 原則として父母から、自己の居住の用に供する住宅の取得資金等の贈与を受けた場合で、一定の要件を満たすときには、その贈与者に係る課税価格から、相続時精算課税の特別控除額のほかに住宅取得資金特別控除額(限度額1,000万円)を控除することができる。

6-1 課税状況

(1) 課税状況(合計分)

区 分	人 員	金 額
	人	千円
取得財産価額(本年分)	実 12,127	70,108,421
配偶者控除額	617	7,593,693
基礎、特別控除額	12,177	46,485,161
基礎、特別控除後の課税価格	8,787	16,583,415
贈与税額	8,070	2,707,785
外国税額控除	—	—
外国税額控除後の額	実 8,066	2,707,785
納税猶予額	実 82	544,070
納付税額	実 7,993	2,163,715
災害減免法による免除税額	実 —	—
住宅取得資金等の贈与額	1,410	12,608,130

調査対象等：平成15年中に財産の贈与を受けた者について、平成16年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。
(注) 「人員」欄の「実」は実人員を示す。

課税状況(暦年課税分)

区 分	人 員	金 額
	人	千円
取得財産価額(本年分)	9,195	31,626,638
配偶者控除額	617	7,593,693
基礎控除額	9,195	10,114,500
基礎控除後の課税価格	8,640	14,452,354
贈与税額	7,923	2,281,572
外国税額控除	—	—
外国税額控除後の額	7,923	2,281,572
住宅取得資金等の贈与額	790	4,119,101

課税状況(相続時精算課税分)

区 分	人 員	金 額
	人	千円
取得財産価額(本年分)	2,982	38,481,783
特別控除額	2,982	36,370,661
特別控除後の課税価格	147	2,131,061
贈与税額	147	426,212
外国税額控除	—	—
外国税額控除後の額	147	426,212
住宅取得資金等の贈与額	620	8,489,029

(2) 課税状況の累年比較

区 分	人 員	取得財産価額	納付税額
	人	千円	千円
平成11年分	13,379	38,458,063	2,460,621
12	12,725	37,464,098	2,429,236
13	10,739	37,747,436	1,852,699
14	10,217	35,814,410	1,887,101
15	12,127	70,108,421	2,163,715

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

6 贈与税

(3) 申告及び処理の状況

区 分	取得財産価額		納付税額		
	人 員	金 額	人 員	金 額	
	人	千円	人	千円	
本年分	申告額	12,118	70,089,541	7,984	2,158,570
	修正申告による増差額	33	39,256	29	6,974
	更正による増差額	—	—	—	—
	更正等による減差額	7	△ 20,376	8	△ 1,829
	決定額	—	—	—	—
	実 計	12,127	70,108,421	実 7,993	2,163,715
過 年 分	申告額	380	1,205,349	354	142,734
	修正申告による増差額	56	52,666	58	8,112
	更正による増差額	2	5,566	2	2,106
	更正等による減差額	31	△ 40,143	31	△ 4,467
	決定額	—	—	—	—
	実 計	406	1,223,438	実 385	148,484
合 計	申告額	12,498	71,294,891	8,338	2,301,304
	修正申告による増差額	89	91,922	87	15,086
	更正による増差額	2	5,566	2	2,106
	更正等による減差額	38	△ 60,519	39	△ 6,296
	決定額	—	—	—	—
	実 計	12,533	71,331,860	実 8,378	2,312,199

調査対象等：「本年分」は平成15年中に財産の贈与を受けた者について、平成16年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は平成14年以前に贈与を受けた者について、平成15年7月1日から平成16年6月30日までの間の申告又は処理による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「人員」欄の「実」は実人員を示す。

(4) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重加算税	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
	人	千円	人	千円	人	千円
本年分	14	448	80	3,334	—	—
過年分	31	692	222	15,489	—	—
合 計	45	1,139	302	18,823	—	—

調査対象等：「(3)申告及び処理の状況」と同じである。

6-2 贈与財産価額階級別

人員、財産価額、税額(合計分)

取得財産価額階級	人 員	取 得 財 産 価 額	納 付 税 額
	人	千円	千円
150万円以下	3,617	4,374,985	38,946
150万円 超	1,291	2,304,682	80,053
200万円 "	2,649	7,521,716	375,427
400万円 "	1,702	8,930,309	318,005
700万円 "	821	7,213,553	211,422
1,000万円 "	1,351	19,756,312	224,331
2,000万円 "	528	12,467,878	119,968
3,000万円 "	115	4,150,920	203,538
5,000万円 "	44	3,369,186	586,880
合 計	12,118	70,089,541	2,158,570

調査対象等：平成15年中に財産の贈与を受けた者について、平成16年6月30日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。

人員、財産価額(暦年課税分・相続時精算課税分)

取得財産価額階級	暦年課税分		相続時精算課税分	
	人 員	取得財産価額	人 員	取得財産価額
	人	千円	人	千円
150万円以下	3,592	4,336,545	41	51,876
150万円 超	1,210	2,157,895	84	151,641
200万円 "	2,354	6,632,738	311	932,901
400万円 "	1,243	6,420,964	476	2,601,031
700万円 "	267	2,280,382	563	5,005,224
1,000万円 "	369	5,328,923	977	14,356,893
2,000万円 "	127	2,863,877	404	9,680,771
3,000万円 "	16	594,166	96	3,444,587
5,000万円 "	13	996,686	30	2,252,440
合 計	9,191	31,612,177	2,982	38,477,364

6-3 贈与財産種類別

受贈人員、財産価額(暦年課税分・相続時精算課税分)

財産等の種類	暦年課税分		相続時精算課税分		
	人員	取得財産価額	人員	取得財産価額	
	人	千円	人	千円	
土地	田(耕作権及び永小作権を含む。)	317	1,681,821	241	1,862,109
	畑(耕作権及び永小作権を含む。)	161	619,693	159	426,826
	宅地(借地権を含む。)	2,777	11,245,777	1,670	17,361,960
	山林	99	75,020	214	167,039
	その他の土地	245	502,686	117	735,059
	計	実 3,344	14,124,997	実 1,844	20,552,994
家屋、構築物	家屋、構築物	976	2,103,662	693	1,775,264
	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	—	—	2	18,884
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	—	—	—	—
	売掛金	—	—	—	—
	その他の財産	1	355	2	12,831
	計	実 1	355	実 4	31,715
有価証券	株式及び出資	1,791	4,920,235	62	1,405,841
	公債及び社債	6	8,202	1	24,849
	投資・貸付信託受益証券	—	—	3	70,764
	計	実 1,797	4,928,437	実 65	1,501,455
現金、預貯金等	現金、預貯金等	3,488	9,355,913	1,138	14,291,840
	家庭用財産	—	—	—	—
その他の財産	生命保険金等	179	556,809	14	68,863
	立木の	41	31,995	81	158,501
	その他	278	510,010	15	96,731
	計	実 497	1,098,814	実 106	324,096
合計	実 9191	31,612,177	実 2,982	38,477,364	

調査対象等：平成15年中に財産の贈与を受けた者について、平成16年6月30日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。

(注) 「人員」欄の「実」は実人員を示す。

6-4 税務署別

税務署別の人員

区分	人員	区分	人員
徳島県	1,372	山治島	1,910
鳴門	490	今治	642
阿南	255	宇和島	221
川島	176	八幡浜	266
脇田	72	新居浜	280
池田	118	伊予西条	215
徳島県計	2,483	大洲	172
高松	1,920	伊予三島	293
丸亀	459	愛媛県計	3,999
坂出	589	高知	1,092
観音寺	320	安芸	142
長尾	289	南国	284
土庄	86	須崎	142
香川県計	3,663	中村	160
		伊野	162
		高知県計	1,982
		全管計	12,127

(注) この表は、6-1「課税状況」の「(1)課税状況(合計分)」の「取得財産価額(本年分)」欄の「人員」を税務署別に示したものである。